

函館空港定期航空路線活性化事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館空港定期航空路線活性化事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業および助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の要件を全て満たす事業とし、旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第2条第1項に規定された旅行業を営む者を助成対象者とする。

- (1) 函館空港発着の国内定期航空路線を利用し函館空港を出発・到着するツアー型国内旅行商品および函館空港の国際定期航空路線を利用し函館空港を出発・到着するツアー型海外旅行商品（以下「旅行商品」という。）のうち、新規性の高い事業または多数の集客を期待できる商品を造成・販売する事業
- (2) 本実行委員会の事業年度内に旅行の催行を開始する事業
- (3) 公序良俗に反しない事業
- (4) 政治または宗教活動を目的としない事業
- (5) 他の団体から助成を受けていない事業

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の助成対象事業に要する経費のうち、商品紹介パンフレットなどの広告媒体の制作費とし、第6条の規定による交付決定を受けた日から当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までの間に、当該交付決定を受けた事業者が支出した経費とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金は、助成対象経費を限度に、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 助成金の額は、事業1件につき10万円以下とし、千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の申込み)

第5条 助成金の申込みは、別記第1号様式の申込書により、対象商品の発売2週間前までに行なわなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体概要書（別記第2号様式）
- (2) 事業概要書（別記第3号様式）
- (3) 広告媒体製作費の見積書
- (4) その他委員長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第6条 委員長は、申込書の提出があった場合は、別に定める助成事業実施要領に基づき助成金の交付を決定するものとする。

（助成対象事業の内容変更）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し変更の届出をしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第8条 助成金の交付決定を受けた事業者は、助成対象事業完了後、別記第4号様式の報告書に、次に掲げる書類を添付し、委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第5号様式）
- (2) 広告媒体の制作および広告に係る費用について業者等の発行する領収書等支払いが確認できる書類の写し
- (3) 広告媒体原本
- (4) その他必要と認められる書類

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。